改 正 後		改	正	前
第11章 現物出資の場合の課税の特例 第66条 (供同で現物出資をした場合の課税の特例)) 関係 (借地権の設定) 66-1 措置法第66条第1項に規定する特定共同出資(以下「特定共同出資」 という。)には、借地権の設定(令第138条第1項の規定の適用がある設定 に限る。)の方法により当該借地権を出資の目的とするものが含まれる。 (注)この場合における当該借地権に係る措置法令第39条の10第1項第3号に 規定する「出資の直前の帳簿価額」及び措置法令第39条の10第2項に規定 する「特定共同出資の直前の帳簿価額」は、当該借地権に係る土地につき 令第138条第1項の規定により損金の額に算入される金額をいう。	(新 設) (新 設) (新 設)			
(債務の引継ぎ) 66-2 法人が資産とともにその有する債務を特定共同出資の対象として引き継いだ場合には、これを認めるものとし、この場合における措置法令第39条の10第2項の「特定共同出資に係る資産の当該特定共同出資の直前の帳簿価額の合計額」は、特定共同出資に係る資産の当該特定共同出資の直前の帳簿価額からその引き継いだ債務の額を控除した金額による。	(新 設)			
(返品債権特別勘定等の引継ぎ) 66-3 法人が特定共同出資に際して当該特定共同出資に係る資産とともに当該資産に係る次に掲げるような金額を措置法第66条第1項に規定する共同新設会社(以下「共同新設会社」という。に引き継いだ場合には、その引継ぎを認める。この場合において、当該共同新設会社が引継ぎを受けたこれらの金額については、当該共同新設会社がその繰入れ等をしたものとして取り扱う。 (1) 返品債権特別勘定の金額 (2) 補修用部品在庫調整勘定の金額 (3) 単行本在庫調整勘定の金額 (4) 圧縮記帳に代えて繰入れ等をした引当金勘定の金額又は目的積立金の額	(新 設)			

(注) これらの金額の引継ぎをしなかった場合には、その引継ぎをしなかった 金額は、特定共同出資をした法人において益金の額に算入する。

(引当金等の引継ぎ禁止)

- 66 4 次に掲げるような金額は、特定共同出資に際してこれを共同新設会社に引き継ぐことができないことに留意する。
- (1) 貸倒引当金等の法に規定する引当金勘定の金額
- (2) 海外投資等損失準備金等の措置法に規定する準備金 (特別償却準備金を含む。 の額
- (3) 保険差益特別勘定等の法又は措置法に規定する圧縮記帳のための特別勘定の金額
- (4) 利益積立金額
- (5) 資本積立金額
- (注)使用人が共同新設会社に転籍又は出向した場合の当該使用人に係る退職 給与引当金勘定の繰入れ等については、基本通達11 - 4 - 24から11 - 4 - 30までの適用がある。

(償却超過額がある場合等の処理)

- 66 5 法人が特定共同出資をした場合において、当該特定共同出資の対象となった資産の帳簿価額が税務上の帳簿価額に基づいていないときは、次に掲げる場合に応じ、次による。
- (1) 法人が当該特定共同出資の対象となった資産に係る償却超過額等を含めないで当該資産の帳簿価額を計算した場合のように、税務計算上の帳簿価額に満たない金額を基礎として当該特定共同出資により取得した株式(出資を含む。以下同じ。)の帳簿価額を計算しているときは、当該株式についてその満たない部分に相当する金額を益金の額に算入するとともに、当該償却超過額等は法人の計算にかかわらず損金の額に算入する。
- (2) 法人が当該特定共同出資の対象となった資産に係る評価益の否認金等の 修正をしないで当該資産の帳簿価額を計算した場合のように、税務計算上 の帳簿価額を超える金額を基礎として当該特定共同出資により取得した株 式の圧縮記帳をしたときは、その否認金に相当する金額を当該法人の当該 特定共同出資をした日の属する事業年度の益金の額に算入して当該否認金 を消滅させる。

(新 設)

(新 設)

(特定共同出資により取得した株式の圧縮記帳の経理の特例)

66 - 6 措置法第66条第1項の規定を適用する場合において、法人が特定共同 出資により取得した株式につき、その帳簿価額を損金経理により減額しない で、措置法令第39条の10第2項に規定する特定共同出資の直前の帳簿価額と その株式の取得のために要した経費との合計額に相当する金額を下らない金額をその取得価額としたときは、これを認める。この場合においても、措置 法第66条第2項の規定の適用があることに留意する。 (新 設)

(特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)

66-7 共同新設会社が特定共同出資により減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項の規定を適用することができるのであるが、特定共同出資をした法人においてその資産につき適用を受けていた措置法第45条の2第3項、第47条又は第48条に規定する特別償却については、たとえその適用期間が経過していない場合でも共同新設会社についてはその適用がないことに留意する。

(新 設)

(国内にある事業所に属する資産の判定)

66-8 措置法令第39条の10第1項第1号に定める要件の判定に当たり、その 出資に係る資産が国内にある事業所に属する資産に該当するかどうかは、原 則として、当該資産が国内にある事業所又は国外にある事業所のいずれの事 業所の帳簿に記載されているかにより判定するものとする。

ただし、国外にある事業所の帳簿に記帳されている資産であっても、実質的に国内にある事業所において経常的な資産管理が行われていたと認められる資産については、国内にある事業所に属する資産に該当することになるのであるから留意する

(新 設)

(持株割合が100%未満又は25%未満となることが見込まれていることの意義)

66-9 措置法令第39条の10第1項第4号に規定する「当該共同新設会社の発行済株式の総数若しくは出資金額の100分の100未満となること又は当該特定事業法人の有する当該共同新設会社の株式の数若しくは出資の金額が当該共同新設会社の発行済株式の総数若しくは出資金額の100分の25未満となることが見込まれているもの」とは、例えば、共同新設会社の設立時において、他の法人に吸収合併されることをあらかじめ予定した当該共同新設会社の設立がこか他の法人の資本参加をあらかじめ予定した当該共同新設会社の設立がこ

(新 設)

れに該当する。	

五十一 第	五十一 第66条の4 (国外関連者との取引に係る課税の特例)) 関係							
	改	正	後	改	正	前		
	<u>第12章</u> 国外	関連者との取引に係る誤	R税の特例	<u>第11章</u> 国外関]連者との取引に係る課程	税の特例		
五十二 第	第66条の5 (国外支配	朱主等に係る負債の利子	その課税の特例)) 関係					
	改	正	後	改	正	前		
	<u>第13章</u> 国外支配机	株主等に係る負債の利子	その課税の特例	<u>第12章</u> 国外支配株	主等に係る負債の利子の	の課税の特例		
五十三 第	第66条の6~第66条の	9 (内国法人の特定外国	国子会社等に係る所得の課税	の特例)) 関係				
	改	正	後	改	正	前		
-	第14章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (適用除外の特定外国子会社等であることの証明) 66の6 - 19措置法規則第22条の11第2項各号			第13章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (適用除外の特定外国子会社等であることの証明) 66の6-19措置法規則第22条の12第2項各号				
五十四 第66条の11 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)) 関係								
	改	正	後	改	正	前		
	 企業倒産防止共済事業の	5章 その他の特例 D前払掛金) 中小企業総合事業団		第14章 その他の特例 (中小企業倒産防止共済事業の前払掛金) 66の11 - 3 <u>中小企業事業団</u>				
五十五 第	第66条の12及び第66条の	D13 (欠損金の繰越期間						
	改	正	後	改	正	前		
	D <u>廃棄等</u> の範囲) - 1 措置法第66条の1	2第1項に規定する設備	fの廃棄 <u>又は同条第2項に</u>	(設備の <u>処理</u> の範囲) 66の12 - 1 措置法第66条の12	第1項に規定する設備の	の廃棄には、基本通達 7		

規定する設備の廃棄等には、基本通達7-7-2による除却損の計上が含まれるものとする。

(総合償却資産の直前の帳簿価額)

66の12 - 2 法人の有する総合償却資産に係る措置法令第39条の23第3項又は 第5項に規定する「直前の帳簿価額」は、基本通達7 - 7 - 2の2から7 -7 - 4の2までにより計算した金額による。

(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)

66の12 - 3 法人が、措置法第66条の13第2項各号に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうか及び同項各号に定める計画を実施している事業年度であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(法人と実質的に同一の者と認められるもの)

66Ø12 - 4

(欠損金の繰越の順序)

66Ø12 - 5

- (1) 租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成8年法律第17号)による改 正前の措置法第63条の2第5項に規定する欠損金額とみなされた金額
- (2)
- (3) <u>措置法第66条の12第1項</u>に規定する設備廃棄による欠損金額<u>又は同条第</u> 2項に規定する設備廃棄等による欠損金額

(廃 止)

- 7 - 2による除却損の計上が含まれるものとする。

(総合償却資産の処理直前の帳簿価額)

66の12 - 2 法人の有する総合償却資産で措置法令第39条の23第1項に規定する設備に該当するものの一部につき廃棄が行われた場合における同条第3項に規定するその資産の処理直前の帳簿価額は、基本通達7 - 7 - 2の2から7 - 7 - 4の2までにより計算した金額による。

(新 設)

(法人と実質的に同一の者と認められるもの)

66Ø12 - 3

(欠損金の繰越の順序)

66Ø12 - 4

- (1) 措置法第63条の2第5項に規定する欠損金額とみなされた金額
- (2)
- (3) 措置法第66条の12に規定する設備廃棄による欠損金額

(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)

66の13 - 1 法人が、措置法第66条の13第2項各号に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうか及び同項各号に定める計画を実施している事業年度であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

五十六 第67条 (社会保険診療報酬の所得計算の特例)) 関係

改	正	後	改	正	前
<u>済法</u>		<u></u>	<u>共済組合法</u>	務員等共済組合法 務員等共済組合法 	
67 - 4(1)(2) <u>一括評価による</u>	貸倒引当金勘定への繰入額は、 比により配賦する。 		(社会保険診療報酬に係る損 67 - 4次に (1) (2) 貸倒引当金勘定への繰 の比により配賦する。 (3) (注)1	よるものとする。 入額は、当該事業年度終 [。] 	了の時における貸金の額

五十七 第67条の5 (特定株式投資信託の受益証券を交換した場合の課税の特例)) 関係

改	正	後	改	正	前
第67条の5 (<u>特定</u> 場合の課税の特例) (交換により取得した株式の 67の5 - 1	- 帳簿価額) <u>司項に規定する</u>		第67条の5 (<u>特定(</u> 特例)) 関係 (交換により取得した株式の(67の5 - 1	司項第2号の下欄に掲げ	

五十八 第67条の9の2~第67条の9の4 (株式交換又は株式移転に係る課税の特例)) 関係

改	正 後		改	正	前
第67条の9の2~第67条の9の4	(株式交換又は株式移転に係る	(新 設)			
(利益の配当として交付した金額があ 67の9の2-1 特定子会社株主が株 1項に規定する特定親会社(以下「 金銭及び資産(当該株式交換等によ ちに、当該特定子会社株主に対する 場合には、当該金銭及び資産の額は を控除して計算することに留意する	式交換等により措置法第67条の9の特定親会社」という。から交付を受り割当てを受けた新株を除く。の額利益の配当として交付された金額が、当該利益の配当として交付された	受けた 類のう ぶある			
(株式交換等に際し1株未満の株式の 合の取扱い) 67の9の2-2 措置法第67条の9の て、特定親会社が、株式交換等に際 1株未満の株式が生じたためその1 他に譲渡し、その譲渡代価を1株未 たときは、その1株未満の株式の当 の株式に相当する新株を割り当てた	D 2 第 1 項の規定を適用する場合に し、特定子会社株主に割り当てる新 株未満の株式の合計数に相当する新 満の株式の当該特定子会社株主に交 該特定子会社株主に対してその 1 棋	におい 所株に 所株を を付し			

五十九 第68条の3 (特定の協同組合等の法人税率の特例)) 関係

	改	正	後	改	正	前
(基準所 68の3 -	í得金額の端数計算) 210	00分の26		(基準所得金額の端数計算) 68の3-21	<u>00分の30</u>	

六十 経過的取扱い

改	正	後		改	正	前	
(経過的取扱い改正前の措置法等の適用がある場合)			(新 設)				

改正法令(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の 負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、租税特別措置法及び阪神 ・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を 改正する法律(平成11年法律第9号)、租税特別措置法の一部を改正する法 律(平成11年法律第132号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成11年政令第120号、第215号、第311号)並びに租税特別措置法施行 規則の一部を改正する省令(平成11年大蔵省令第35号、第67号、第94号))に よる改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替 えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適 用を受ける場合の取扱いについては、この通達の改正前の租税特別措置法関係 通達(法人税編)の取扱いの例による。